

市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に

# 「人間ドック・脳ドック」の費用の一部を助成します

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の疾病の早期発見や早期治療による健康増進を図るため、人間ドックと脳ドック検査費用を助成します。



## ■対象

次の条件を全て満たす人

### ▼国民健康保険の人

- 申請時に市内に住所を有し、市国民健康保険に1年以上継続して加入している人
- 受検日時点で40歳以上の人世帯に属する人

### ▼後期高齢者医療制度の人

- 申請時に市内に住所を有し、県後期高齢者医療制度に1年以上継続して加入している人（国民健康保険の加入期間と通算します。）
- 市税などを滞納していない世帯に属する人

※健診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける人は、特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診はできません。人間ドックの助成が健康診査のどちらか一方になります。

※脳ドックは2か年連続して助成を受けることはできません。

## ■助成金額

検査費用の2分の1（限度額2万円）

※市の予算の範囲内での助成

## 申し込みから検査まで

① 医療機関で人間ドックなどの予約をします。

② 予約後、国保年金課で申請の続きをしてください。

### ▼申請時の持ち物

- 保険証 ○印鑑
- ※申請書は国保年金課窓口へ備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

③ 後日、市から「承認書」を送付しますので、承認書・保険証などを持参し受検します。

④ 契約医療機関の場合は、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払います。

費用の全額を支払い、後日、次のものを持参して、国保年金課の窓口で助成金の請求手続きをしてください。

### ▼助成金請求時の持ち物

- 保険証 ○印鑑
- 承認書 ○領収証
- 受検者名義の金融機関の口座番号がわかるもの

※人間ドックを受診する人は、次の書類も持参してください。

- 検査結果の写し ○質問票

○その他  
○医療機関への予約は、個人で行ってください。

○検査料や検査項目などは、医療機関によって異なりますので、直接問い合わせてください。

○検査日の変更やキャンセルをする場合は、必ず国保年金課に連絡してください。

## 問い合わせ先

●国民健康保険について

国保年金課国保班  
☎(93) 4083

●後期高齢者医療制度について

国保年金課  
高齢者医療年金班  
☎(93) 4085

## ■契約医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台1-6-2	☎(92) 0001	○	—
成田富里徳洲会病院	富里市日吉台1-1-1	☎(85) 5313	○	○
高根病院	芝山町岩山2308	☎0479(77) 1133	○	○
成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	☎(22) 2311	○	○
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2-36-2	☎043(486) 0006	○	○
亀田総合病院 附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3	☎043(296) 2321	○	○

安心して市民活動を行うための制度です

# 市民活動総合補償制度

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、「市民活動総合補償制度」により、市が保険料を負担し、活動中のけがや損害賠償を補償します。

## ■補償内容

傷害補償、損害賠償補償

## ■補償対象者

- 市民活動に直接参加する人
- 市民活動の運営に従事するなど、主体的な立場で活動を行った人

## ■補償対象になる市民活動

次の項目に全て該当し、無報酬（実費弁償程度の場合を含む）で行う、団体または個人の市民活動が対象になります。

詳しくは問い合わせください。

- 市内で市民活動を行うこと
- 市内に活動の拠点がある

## ■費用

市が全額を負担するため、保険料の支払いは必要ありません。

## ■申込み

事前の手続きは不要です。

## 【注意ください】

この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。また、不特定多数の人が参加するイベントなどの実施には、民間の行事保険（レクリエーション保険）への加入をお勧めします。

## ■市民活動推進課

市民協働推進班  
☎(93) 1117

## 補償対象になる市民活動例

### ① 地域福祉活動

- 区・自治会の公益活動 ○交通安全活動 ○防犯活動
- 防火・防災活動 ○資源回収・リサイクル活動
- 清掃活動 ○森林・里山のボランティア活動 など

### ② 社会奉仕・社会福祉活動

- 社会福祉施設などへの援護活動（建物の修理、植樹などの手入れ、習い事指導、慰問、傾聴、手話など）
- 在宅老人・障がい者（児）への援護活動 など

### ③ 青少年健全育成活動

- 子ども会の公益活動 ○非行防止パトロール など

### ④ 市主催・共催事業

- 市が主催または共催する事業の実施・運営に携わるボランティアや参加活動
- 市が委嘱または市の制度に登録したボランティア活動、市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録したボランティア活動

平成29年度事業を募集します

# 市民活動支援補助金制度

市では、協働のまちづくりを目指して、自主的・継続的に公益的な活動（市民活動）を行う団体を支援しています。

## ■補助対象事業

市内を活動の拠点とし、自ら課題を見つけ、自主的に取り組む公益的な活動

## ■対象事業期間

平成30年3月31日（土）まで  
4月3日（月）～5月2日（火）

## ■審査方法

市協働のまちづくり推進委員会による書類とプレゼンテーション審査（5月下旬頃に実施予定）

## ■その他

○募集要項を市民活動推進課とみさと市民活動サポートセンター、日吉台出張所で配布のほか、市公式ホームページに掲載しています。

○申請に関する相談は、とみさと市民活動サポートセンターでも受け付けています。

## ■申込み

市民活動推進課  
市民協働推進班  
☎(93) 1117

## ■制度の概要

部門	キックオフ部門	チャレンジ部門	コラボ部門
概要	団体立上げ時期のための補助	新規・既存事業を自立・拡充させるための補助	他の団体と協働で事業を実施するための補助
対象	【共通事項】 ○市内に拠点を有する団体 ○市内で実施する事業 ○同一事業について、市の財源による他の補助金などを受けていない		
	市民活動団体（区・自治会などを除く）	市民活動を行う団体（区・自治会などが実施する事業を含む市内で行われる社会貢献活動）	
設立年数	立上げ予定～1年半	設立からの年数制限なし	
補助回数	立上げ時期の1回のみ	1事業2回まで	
補助率（限度額）	10/10 (50,000円)	2/3 (150,000円)	2/3 (200,000円)
構成員	正会員5人以上		正会員5人以上の団体同士
対象事業	○立上げのための実施事業 ○団体の目的達成のために実施する初めての事業	○新規事業 ○既存事業の自立・拡充 ※単なる既存事業は対象外	他の団体と協働で実施する事業